

								※種 別	※整 理 番 号		※																							
支 払 を受 け る 者 住 所	(受給者番号)																																	
	(個人番号)																																	
	(役職名)																																	
	氏名 (フリガナ)																																	
	種 别 支 払 金 額 税額(調査控除後) 所得控除の額の合計額 源 泉 徴 収 税 額																																	
	内 千 円 千 円 千 円 内 千 円																																	
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)</td> <td>16歳未満扶養親族の数</td> <td colspan="2">障害者の数 (本人を除く。)</td> <td>非居住者である親族の数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特 定 老 人 そ の 他</td> <td></td> <td colspan="2">特 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 人</td> <td>従 人</td> <td>内</td> <td>人</td> <td>従 人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>有</td> <td>従</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>従</td> <td>人</td> </tr> </table>											控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	特 定 老 人 そ の 他			特 別			有 人	従 人	内	人	従 人	人	有	従	人	人	従
控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数																													
特 定 老 人 そ の 他			特 別																															
有 人	従 人	内	人	従 人	人																													
有	従	人	人	従	人																													
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額																									
内 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円																								

(摘要)

生命保険料の金額	新生生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	特別控除適用数	円	居住開始年月日 (1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)		住宅借入金等年末残高 (1回目)	円	住宅借入金等年末残高 (2回目)	円
(源泉+特別控除対象配偶者)	個人番号	区分	配偶者の合計所得		16歳未満の扶養親族	1	国民年金保険料等の金額	円	田長期損害保険料の金額	円
控除対象扶養親族	氏名				2	氏名			基礎控除の額	円
未 成 年 者	外 死 亡 退 役 者	災 害	乙 本人が障害者	特 别 そ の 他	寡 妻	ひ ど い 学 生	勤 労 方	中 途 就 ・ 雇 用	受 給 者 生 年 月 日	
支 払 者	個人番号又は法人番号							就職	退職	年 月 日
	住所(居所)又は所在地	(右記で記載してください)								
	氏名又は名称	(電話)								

第十七号様式別記載要領

- 「支払を受ける者の個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
- 「支払金額」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払控除書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
- 「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。
- 「16歳未満の扶養親族の数」の欄には、16歳未満（平成 1年 2月 2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。
- 「障害者の数（本人を除く。）」の欄の「内の」欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）
- 「非居住者である親族の数」の欄には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行令第93条第1項第6号(1)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうち、国内に居住する非居住者又は国外に住所を有しない控除対象扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。
- 「社会保険料等の金額」の欄の「内の」欄には、小規模企業共済等掛金に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」のうち所得税法第196条第2項に規定する社会保険料の金額（以下7において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、国民年金保険料等の金額の欄に「国民年金保険料等の金額」と記載してください。
- 「控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前に括弧書きの番号を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようしてください。（例「(1) 氏名」）
- また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象扶養親族である場合にはその旨を記載してください。
- 9 退職手当等（地方税法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下9及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額）以下9において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下9及び18において同じ。）又は扶養親族である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（三）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の合計所得金額の見積額並びに納稅者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前に(年少)と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようしてください。
- (イ) 年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
(ロ) 年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者
(ニ) 年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
- 10 租税特別措置法第41条の2の2の1項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。
 - (イ) 租税特別措置法第41条の2の2第1項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」とい。）が、その半分の所得税法第190条第2号に掲げる税額を超える場合には、「住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
 - (ロ) 「給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る自家用の居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の2第1項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る自家用の居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び該該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第1項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する住宅の増改築等をいう。（（イ）において同じ。）が特定取得（同法第41条第14項に規定する特定取得をいい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第3項に規定する特別取得及び同法第6条の2第2項に規定する特別特別取得を含む。（（ハ）において同じ。））又は特例特別取扱い（同条第10項に規定する特別特別特別取得をい。（（ハ）において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
 - (ハ) 「給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項若しくは第13項若しくは第16項又は同法第41条の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。（以下（ハ）において同じ。））に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同条第6項に規定する特別住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第13項に規定する特別住宅借入金等の金額又は同条第6項に規定する認定住宅等借入金等の金額又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する認定住宅等借入金等の金額をいう。（（ハ）において同じ。）に該当する場合に、その旨を記載してください。
 - (イ) 「給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。
 - 11 「新生生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生生命保険料の金額、旧生命保険料の金額又は個人年金保険料の金額又は同個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。
 - 12 「田長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第5条第5項及び同法附則第11条第5項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する田長期損害保険料の金額を記載してください。
 - 13 「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。
 - 14 「給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の3の4第1項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の3の3第1項の規定により控除をされる金額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢25歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください。（（泉源・特別）控除対象配偶者）欄に氏名を記載した場合は、「記載を省略できます。」
 - 15 「（泉源・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下15において「控除対象配偶者等」とい。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。（（イ）から（三）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。
 - 16 「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第2号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けないものである場合には、同法第194条第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。
 - 17 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前に「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「(1) 個人番号」）
 - 18 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号等に記載してください。個人番号等の前に5人目以降の16歳未満の扶養親族の欄において、氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を記し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「(2) 個人番号」、「(3) 個人番号」）
 - 19 「未成年者の欄」の欄には、給与の支払を受ける者が平成 1年 1月 3日以降に生まれた者であるとき、印を付けてください。
 - 20 「支払者」の欄の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載してください。
 - 21 ※印の欄には、記載しないでください。